

大宮八幡宮境内出土瓦



劍頸文字瓦 (3) 三巴文鏡瓦 (2) 三巴文鏡瓦 (1)

〔登錄年月日〕平成七年一月二九日
〔種別〕有形文化財(考古資料)
〔名稱〕大宮八幡宮境内出土瓦
〔点数〕三点
〔所有者等〕大宮八幡宮
〔所在地等〕大宮二―三一―一

大宮八幡宮境内出土瓦

三点の瓦は(1)連珠文のある三巴文鑑瓦と、(2)連珠文のない鑑瓦、(3)剣頭文字瓦である。

(1)の左巻き三巴文鑑瓦は推定半径五・二cm、周厚一・六cmで、三巴文を取巻く連珠文があり、破損はあるが原像をうかがい知ることができる。色調は灰色で焼成は概ね良好である。

(2)の左巻き三巴文鑑瓦は、推定半径四・九cm、周厚一・五cm。色調が赤褐色を帯び連珠文のないことが(1)との相違点である。焼成は良好である。

(3)剣頭文字瓦は、推定半径一三・四cm、面高四・八cmで、文様は内区を陽刻の剣頭文とし外区は素文帯とする。剣頭文は陽刻の下向きで、剣先は素文帯に接している。剣の中央には垂直に伸びる稜線があり、隣りあう剣の刃線は左右共有している。色調は灰色で焼成は良好である。

以上の三点の様式及び(1)と(3)の組合せは、鎌倉市二階堂（神奈川県）の永福寺跡出土瓦の編年第三期の特徴及び製作技法に類似することから一三世紀後半から一四世紀中葉のものと推定される。この第三期の瓦は鎌倉地域の諸遺跡の中でも、真言律宗系寺院跡から出土していることが看取できる。忍性ゆかりの真言律宗系の寺院には宗派付属の工匠集団が推定されており、このことから第三期になると真言律宗系の瓦工の存在が示唆される。本様式のような鑑瓦、宇瓦は都内でも本例を含めて八例が知られているに過ぎない。

また区内該当期の発掘資料が少ない中で、この時期に瓦葺の寺院、或は居館の存在を示唆できる遺物として重要である。

【文化財所在地】

